

平成21年度 地域伝統芸能等保存事業実施要綱

I 目的

本事業は、地域の伝統芸能等（伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等）を映像に記録・保存・収蔵・発信するとともに、地域伝統芸能等の発表の場等としてのフェスティバル、公演等を開催することにより、地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的とする。

II 財団法人地域創造は以下の事業を実施する。

1 映像ライブラリー事業

- (1) 市区町村が作成した地域伝統芸能等の映像記録等を保存・収蔵し、広く一般の用に供するため財団法人地域創造内にライブラリーを設置する。
- (2) 映像ライブラリーについての利用規則そのほかの事項は別に定める。

2 地域文化資産デジタルコンテンツ発信事業

財団法人地域創造のホームページに「ポータルサイト」を開設し、市区町村が作成した地域伝統芸能等の映像記録等をデジタルコンテンツ化して情報を発信する。

3 全国フェスティバル事業

伝統芸能等の保存・継承に関し国民的機運の盛り上げを図るため、全国伝統芸能まつり、伝統芸能等の実演、関連シンポジウム、その他財団法人地域創造が必要と認めるフェスティバル等を開催することにより実施する。

III 財団法人地域創造は以下の事業を助成対象事業とし、助成措置を講じる。

1 映像記録保存事業

(1) 助成対象事業

市区町村が実施する、各地域の失われつつあり、かつ、記録の少ない伝統芸能等を映像に記録・保存する事業。

(2) 助成対象期間

単年度

(3) 助成対象者

市区町村（政令指定都市は除く）

ただし、1市区町村あたり1事業を助成対象とする。

(4) 助成対象事業経費

企画台本費、機材費、演出制作人件費、技術人件費、制作費、取材関係費、編集関係費、その他

(5) 助成額

1事業当たり、助成対象事業経費の10分の8以内とし、320万円を上限額とする。

(6) 助成の表示

市区町村は、作成した編集済みの映像記録中に財団法人地域創造が助成している旨を次の例示等により必ず表示するものとする。

(例示)

- ① 助成：財団法人地域創造 ② 助成：(財) 地域創造

(7) 事業の申請、決定、助成金の交付等

① 助成の申請等

事業への助成を希望する市区町村は、別記様式1による事業助成申請書を都道府県を經由して財団法人地域創造に提出するものとする。

② 助成の決定

財団法人地域創造は、提出された事業助成申請書を取りまとめ、助成の採否を決定し、都道府県を經由して申請市区町村に対し助成の採否を通知するとともに、採択された市区町村に対しては、助成承認額などを決定し、併せて通知するものとする。

③ 事業終了（実績）の報告

映像記録保存事業を実施した市区町村は、事業完了の日から起算して30日以内(事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで)に別記様式2による事業実績報告書に事業実施に係る領収書、請求書、支出証拠書等の写しを添付し、成果物と併せて都道府県を經由して財団法人地域創造に提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成取り消しとなる場合もある。

④ 助成金の交付

財団法人地域創造は、事業実績報告書に基づき、交付すべき助成額を確定した上、都道府県を經由して事業を実施した市区町村に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

⑤ 事業の変更承認申請

助成内定通知又は助成決定通知を受けた市区町村で、通知後に事業助成申請書の内容に変更が生じた場合には、直ちに別記様式3による助成承認事業の変更承認申請書を都道府県を經由して提出するものとする。

(8) 成果物の提出

① 市区町村は、伝統芸能等をデジタルビデオ方式により映像を記録・保存し、下記のを都道府県を經由して財団法人地域創造へ提出するものとする。

- ア 作成・編集した映像記録のデジタルビデオマスターテープ、1本
イ 上記アのサブマスターテープ、1本
ウ 上記アを複製したDVD、3枚
エ 上記アのダイジェスト版のDVD、3枚

② マザーテープ（元素材）は市区町村にて保管するものとする。

(9) 著作権の帰属

作成された映像記録の著作権は、当該市区町村及び財団法人地域創造に帰属するものとする。

2 都道府県フェスティバル事業

(1) 助成対象事業

住民の地域伝統芸能等に対する意識啓発に資するため、都道府県が実施する地域の伝統芸能等の紹介・発表、関連シンポジウム、その他必要と認められるフェスティバル等の事業。(原則として当該都道府県に所在する公立文化施設等で開催)

(2) 助成対象期間

単年度

(3) 助成対象者

都道府県

(4) 助成対象事業経費

会場借上料、設営・舞台費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、その他

(5) 助成額

① 都道府県がフェスティバルを実施する場合

1 事業あたり、助成対象事業経費から入場料・参加料収入及び有料配布する図録・パンフレット等の販売収入(以下「入場料等収入」)を控除した額の10分の8以内とし、400万円を上限額とする。

② 都道府県が企画、運営について相当の責任を負う実行委員会等(以下「実行委員会等」という。)を設置しフェスティバルを実施する場合

1 事業あたり、実行委員会等の助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の10分の8以内とし、都道府県が負担する額と400万円のいずれか低い額を上限とする。

(6) 助成の表示

① 都道府県は、事業実施会場及び事業実施に際して作成するチラシ、ポスター、プログラム、看板、報告書等に別添「宝くじ宣伝デザインの表示方法」のとおり、必ず指定された規格で宝くじに関する表示をし、チケット、新聞広告等については、出来る限り宝くじに関する表示をするものとする。

② 都道府県は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞広告等に、財団法人地域創造が助成している旨を次の例示等により表示するものとする。

(例示)

① 助成：財団法人地域創造

② 助成：(財) 地域創造

(7) 助成の申請、決定、助成金の交付等

① 助成の申請

事業への助成を希望する都道府県は、別記様式4による事業助成申請書を財団法人地域創造に提出するものとする。

② 助成の決定

財団法人地域創造は、提出された事業助成申請書を取りまとめ、助成の採否を決定し、申請都道府県に対し助成の採否を通知するとともに、採択された都道府県に対しては、助成承認額などを決定し、併せて通知するものとする。

③ 事業終了（実績）の報告

都道府県は、事業完了の日から起算して30日以内(事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで)に別記様式5による事業実績報告書2部に下記を添付して財団法人地域創造に提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成取り消しとなる場合もある。

ア 事業実施に係る領収書、請求書、支出証拠書等の写し

イ フェスティバルの映像を記録したDVD3枚

④ 助成金の交付

財団法人地域創造は、事業実績報告書に基づき、その交付すべき助成額を確定した上、都道府県に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

⑤ 事業の変更承認申請

助成内定通知又は助成決定通知を受けた後に事業助成申請書の内容に変更が生じた場合には、都道府県は、直ちに別記様式6による助成承認事業の変更承認申請書を提出するものとする。

3 地域伝統芸能継承者（青少年等）育成事業

(1) 助成対象事業

継続的に継承者を育成している地域伝統芸能等で、その継承者である青少年等が当該市区町村に所在する公立文化施設等においてその成果を発表する公演等の事業。

① 市区町村が実施するもの

② 保存会等が実施（又は複数の保存会等が合同実施）する事業に対して市区町村が経費を負担するもの

(2) 助成対象期間

単年度

(3) 助成対象者

市区町村

ただし、1市区町村あたり1事業を助成対象とする。

(4) 助成対象事業経費

会場借上料、設営・舞台費、宣伝・印刷費、記録費、保険料、その他

(5) 助成額

① 上記(3)①の事業

1事業あたり、助成対象事業経費から入場料等収入を控除した額の10分の8以内とし、100万円を上限額とする

② 上記(3)②の事業

1事業あたり保存会等の助成対象事業経費から入場料等収入を控除した経費に対して市区町村が負担する額の10分の8以内とし、100万円を上限額とする。

(6) 助成の表示

市区町村は、事業実施会場及び事業実施に際して作成されるチラシ、ポスター、プログラム、チケット、看板、新聞広告等に財団法人地域創造が助成している旨を次の例示等により表示するものとする。

(例示)

- ① 助成：財団法人地域創造 ② 助成：(財) 地域創造

(7) 助成の申請、決定、助成金の交付等

① 助成の申請

事業への助成を希望する市区町村は、別記様式4による事業助成申請書にその申請事業が継続して継承者を育成している伝統芸能等であることが分かる資料等を添付し、都道府県を經由して財団法人地域創造に提出するものとする。

② 助成の決定

財団法人地域創造は、提出された事業助成申請書を取りまとめ、助成の採否を決定し、都道府県を經由して申請市区町村に対し事業の採否を通知するとともに、採択された市区町村に対しては、助成承認額などを決定し、併せて通知するものとする。

③ 事業終了（実績）の報告

地域伝統芸能継承者（青少年等）育成事業を実施した市区町村は、事業完了の日から起算して30日以内（事業終了が3月16日以降の場合には4月15日まで）に別記様式5による事業実績報告書に事業実施に係る領収書、請求書、支出証拠書等の写しを添付し、都道府県を經由して財団法人地域創造に提出するものとする。

なお、提出期限を過ぎた場合は、助成取り消しとなる場合もある。

④ 助成金の交付

財団法人地域創造は、事業実績報告書に基づき、その交付すべき助成額を確定した上、都道府県を經由して市区町村に通知するとともに、助成金を交付するものとする。

⑤ 事業の変更承認申請

助成内定通知又は助成決定通知を受けた市区町村で、通知を受けた後に事業助成申請書の内容に変更が生じた場合には、直ちに別記様式6による助成承認事業の変更承認申請書を都道府県を經由して提出するものとする。

⑥ 政令指定都市が申請等を行う場合

政令指定都市が上記の事業助成申請書等を提出する場合は、直接地域創造へ提出するものとする。

4 地域の文化・芸術活動支援事業（伝統芸能分野）

地方公共団体等が地域において自主的に実施する伝統芸能分野（能、狂言、歌舞伎などの古典芸能のほか、地域で伝承されている芸能など）における文化・芸術活動事業に対しては、別に定める「地域の文化・芸術活動支援事業助成要綱」に基づき助成措置を講じる。

IV その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に際して必要な事項は別に定めるものとする。